

2026年6月30日

告 示

処 分 対 象 者 河端 貴斗
ライセンス種別 ボクサー
ライセンス番号 51125

1 処分内容

処分対象者は、JBCルール第12条第2号に違反した事実があったと認められることから、制裁規程第2条第1号及び同規程第3条第1項第5号に基づき、令和8年6月14日から令和8年9月13日まで3か月間のライセンス停止処分とする。

2 処分対象事実

- (1) 処分対象者は、令和8年6月14日、福岡県内において開催された格闘技イベント「ブレイキングダウン福岡大会」(以下「本件大会」という。)において、友人である出場選手のセコンドを務めた。
- (2) 河端氏は、本件大会への参加につき、事前にJBCの許可を得ておらず、また、所属ジムの会長及びマネージャーに対する報告・確認も行っていなかった。

3 処分理由

- (1) JBCルール第12条第2項は、すべてのライセンス所持者が、JBCによる特別の許可がない限り、他のプロスポーツまたは他の格闘技関連団体に関与もしくは従事すること(非公式試合への出場を含む。)ができない旨を定めている。
- (2) 処分対象者は、ボクサーライセンス所持者でありながら、JBCの特別の許可を得ることなく、他の格闘技関連団体が主催する本件大会にセコンドとして参加し、これに関与したものであって、同項に違反する。
- (3) 他方、処分対象者は自ら他の格闘技イベントに競技者として出場したのではなく、JBCルールに違反するという認識がないまま、友人である出場選手を支援する目的でセコンドを務めたにとどまる。また、本件は所属ジムからの申告により判明したものであり、隠蔽等の不誠実な対応はうかがわれない。そして、処分対象者は自己の行為を深く反省し、反省文を提出すると共に、今後の規則遵守を誓約している。

- (4) 以上を踏まえると、本件は規則違反の事実が明白であり、ボクシング界全体の規律維持の観点から、嚴重注意又は戒告にとどめることは相当でないものの、酌むべき事情に照らせば、ライセンスの取消し又は無期限停止といった重い処分を選択することもまた相当でない。
- (5) これらの事情を勘案すると、3か月間のライセンス停止処分とすることが、その違反の態様及び酌むべき事情に照らして相当である。
- (6) よって、制裁規程第2条第1号及び同規程第3条第1項第5号に基づき、処分対象者に対し、違反行為時である令和8年6月14日から令和8年9月13日まで3か月間のライセンス停止処分を行う。

一般財団法人日本ボクシングコミッション